

景観形成重点地区等(大谷地区)の概要

景観形成重点地区及び広告物景観形成地区（大谷地区）の指定について

大谷地区は、他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化しています。

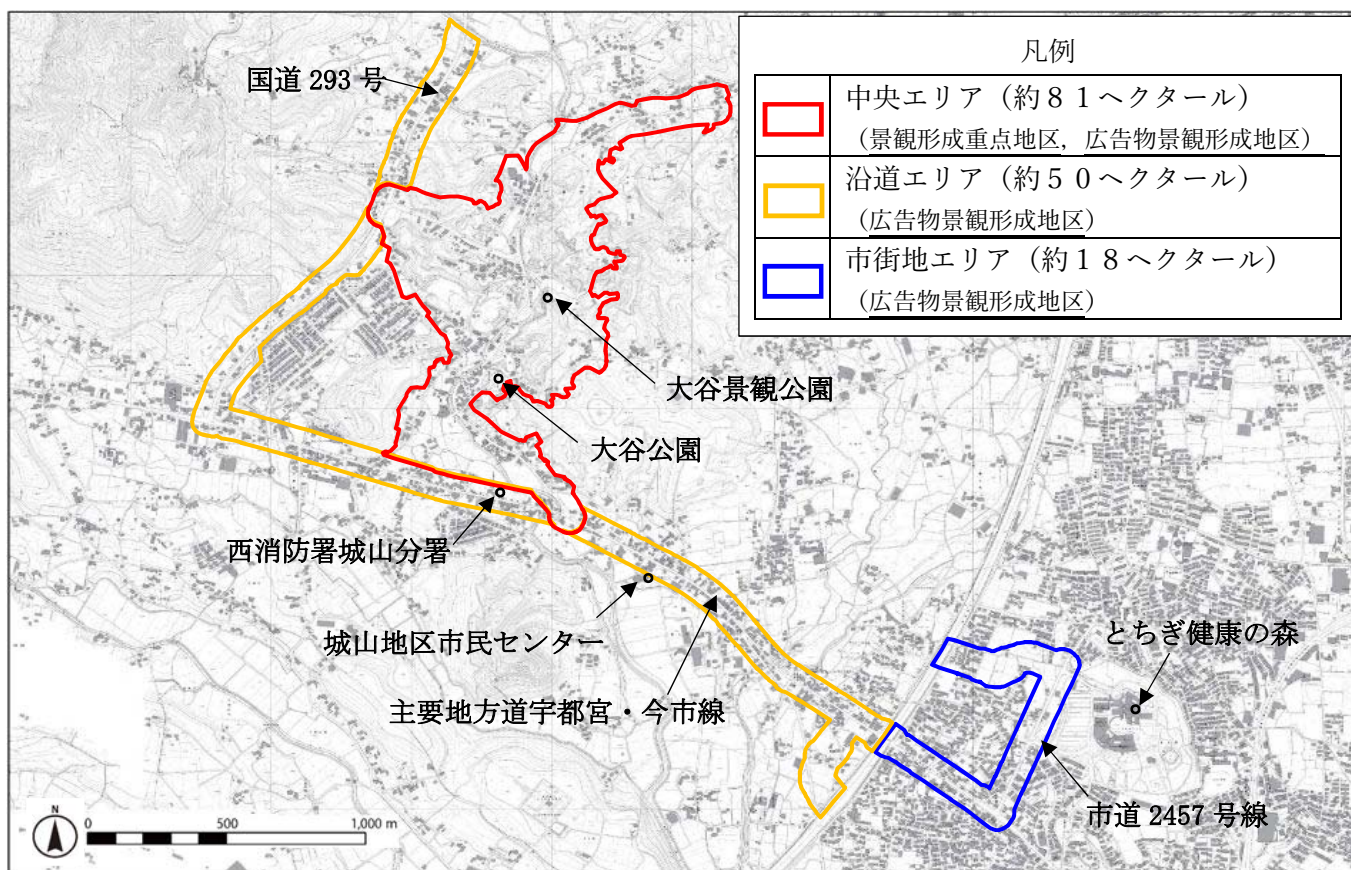
今後、まちなみに変化していく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高めることで、訪れる人々が大谷ならではの風景を楽しみ、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するため、このたび大谷地区を「景観形成重点地区」や「広告物景観形成地区」に指定いたしました。（令和3年1月1日施行）

景観形成重点地区及び広告物景観形成地区（大谷地区）の区域について

1 対象区域

岩原町、大谷町、駒生町、宝木町2丁目、田下町、田野町の各一部で、下図に示すエリアを指定しました。

- ・ 中央エリア（約81ヘクタール）：景観形成重点地区、広告物景観形成地区
- ・ 沿道エリア、市街地エリア（約68ヘクタール）：広告物景観形成地区



◆お問い合わせ先◆

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ

TEL. 028-632-2568 FAX. 028-632-5421

E-mail : u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

景観形成重点地区及び広告物景観形成地区の目標・方針について

【景観形成の目標】

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む
～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～

【景観形成の基本方針】

■ 中央エリア（景観形成重点地区、広告物景観形成地区）

- ・大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。
- ・大谷石の岩肌の眺望を保全する。
- ・大谷石のまちなみに相応しい建物、商業施設、屋外広告物の規制・誘導によりにぎわいを創出する。
- ・眺望や魅力的な夜間景観を創出する。

■ 沿道エリア（広告物景観形成地区）

- ・街道から多気山や古賀志山への眺めに配慮した屋外広告物の規制・誘導により、眺望を保全する。
- ・まちなみに配慮した屋外広告物の規制・誘導により、眺望を保全する。

■ 市街地エリア（広告物景観形成地区）

- ・観光地の入り口として、機能的で観光地への期待感を高める屋外広告物の規制・誘導により、まちなみへの眺望を保全する。

行為の制限について

① 景観法に基づく届出対象行為

種 別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	全て（建築確認が必要なもの）
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	全て（建築確認が必要なもの）
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ 経過措置

景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物・工作物については、建替え・修繕、色の塗替えなどの際に届出対象となり、景観形成基準が適用される。

② 宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請対象行為

種 別	許可申請対象
屋外広告物の設置・表示	敷地内の表示面積の合計が5㎡を超える場合

※ 経過措置

広告物景観形成地区指定の時点で、旧条例の規定により適法に表示されている屋外広告物については、地区指定日から3年間は引き続き表示しておくことができる。

項目		景観形成基準	
		中央エリア	
建築物・工作物等	形態意匠	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石の石蔵などは適切な管理のうえ、保全に努める。 ○ 建築物の外壁の一部に、大谷石を使用する。ただし、外構の一部に使用している場合を除く。 ○ 大谷石を建築物に使用する際には、周辺のまちなみや自然景観にも配慮した上で、仕上げ方や、素材の風合いを活かした張り方を計画するよう努める。 ○ 建築物の外構は大谷石や植栽を積極的に計画し、沿道からの見え方に配慮するよう努める。 ○ 周辺のまちなみや大谷石の岩肌への眺望に配慮した高さになるよう努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等の外壁・屋根の色彩は、大谷石や緑を引き立てる落ち着いた色合い（低彩度・低明度）のものとし、日本産業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の1/20（5%）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。 ○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する工作物は、落ちついた色彩となるよう外壁の基調色の色彩基準に合わせ、反射を抑えたものとする。
		敷地の境界部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石の塀などは適切な管理のうえ、保全に努める。 ○ 垣・柵・塀は、大谷石や木材など、自然素材を使用したもの又は生垣とし、その高さは視線が通るように配慮するよう努める。
		設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、植栽や格子などで目隠し修景を施すよう努める。
		太陽光パネル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に太陽光パネルを設置する場合には、低彩度・防眩性のある屋根一体型のものの採用に努める。
		照明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。 ○ 道路に面したエントランスや外構を灯すよう努める。 ○ 間接照明や色温度が低い照明を採用し、夜間景観の演出に努める。 ○ 投光器等による天空への照射は行わないようにする。
		自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着いた色彩を採用し、周囲を囲うなどして目隠し修景を施すよう努める。 ○ 写真やイラストを使用したものは極力避ける。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。
		太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路や高所からの見え方に配慮し、囲障（大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣）で目隠し修景を施すこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、良好な景観の形成に努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。 	

項目		広告物景観形成地区基準			
		中央エリア	沿道エリア	市街地エリア	
共通基準	意匠（形態、色彩等）	全体	○ まちなみとの調和がとれた意匠とするよう努める。		
		色彩	○ 屋外広告物に用いる色彩は、まちなみの中で過度に目立ちすぎないよう高彩度色の使用を避け、周辺の景観に調和したものとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。 （別表2） ○ 色彩は3色までの使用に努める。	○ 屋外広告物の地色について、高彩度の色彩は使用しない。 （別表2） ○ 色彩は3色までの使用に努める。	
		素材	○ 表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努める。		
		イラスト・写真	○ 広告物に人物の写真（その他人物の写真に類する画像）は使用しないよう努める。 ○ 広告物にイラストや写真を極力使用しないこととする。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。		
	配置・位置	○ 1つの建物に複数の広告物を設置する場合は、整然とした配置や部分的に色彩を揃えるよう努める。	○ 1つの建物や敷地に設置する広告は極力少なくする。	○ 過度な量にせず、形態を揃えるなど統一感に留意する。	
	その他	○ 点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。			

項目		広告物景観形成地区基準		
		中央エリア	沿道エリア	市街地エリア
種 類 別 基 準	屋上広告物	○ 表示しないこととする。		
	独立 広告 物	敷地内 広告板	○ 表示面積は6㎡以内/面で、かつ合計12㎡以内/基とする。 ○ 高さ6m以下とする。	○ 表示面積は10㎡以内/面で、かつ合計20㎡以内/基とする。 ○ 高さ6m以下とする。
		敷地内 広告塔	○ 表示面積は6㎡以内/面で、かつ合計24㎡以内/基とする。 ○ 高さ6m以下とする。	○ 表示面積は10㎡以内/面で、かつ合計40㎡以内/基とする。 ○ 高さ6m以下とする。
		野立 広告板	○ 表示面積の合計は、6㎡以内とする。 ○ 高さ3m以下とする。	○ 表示面積の合計は、10㎡以内とする。 ○ 高さ3m以下とする。
		野立 広告塔	○ 表示面積は6㎡以内/面で、かつ合計24㎡以内とする。 ○ 高さ6m以下とする。	○ 表示面積の合計は、10㎡以内/面で、かつ合計40㎡以内とする。 ○ 高さ6m以下とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は12㎡以内/面で、かつ、表示する壁面の面積1/4以下とする。 ○ 店舗名等を表示する場合は、切り文字など建物に馴染みやすいものとするよう努める。	○ 表示面積は20㎡以内/面で、かつ表示する壁面の面積の1/3以下とする。	
	突出広告物 (袖看板)	○ 表示面積は5㎡以内/面で、かつ合計10㎡以内とする。 ○ 設置する高さ(上端)は建物の軒の高さ以下とする。 ○ 突き出し幅は、建築壁面より1m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。 ○ 表示基数は1基までとするよう努める。	○ 表示面積は5㎡以内/面で、かつ合計10㎡以内とする。 ○ 突き出し幅は、建築壁面より2m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。	
	広告旗 (のぼり旗)	○ 位置は、相互間距離を6m以上確保するよう努める。	—	
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		
	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。		

●建築物・工作物の色彩基準

別表1

区分	色相	明度	彩度
基調色 (屋根)	YR (黄赤), Y (黄)	5以下	3以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	5以下	2以下
	上記以外の色相	5以下	1以下
基調色 (外壁)	YR (黄赤), Y (黄)	3以上7以下	3以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	3以上7以下	2以下
	上記以外の色相	3以上7以下	1以下
準基調色 (外壁)	Y (黄)	8以上	3以下
	R (赤), YR (黄赤), GY (黄緑), G (緑)	8以上	2以下
	上記以外の色相	8以上	1以下

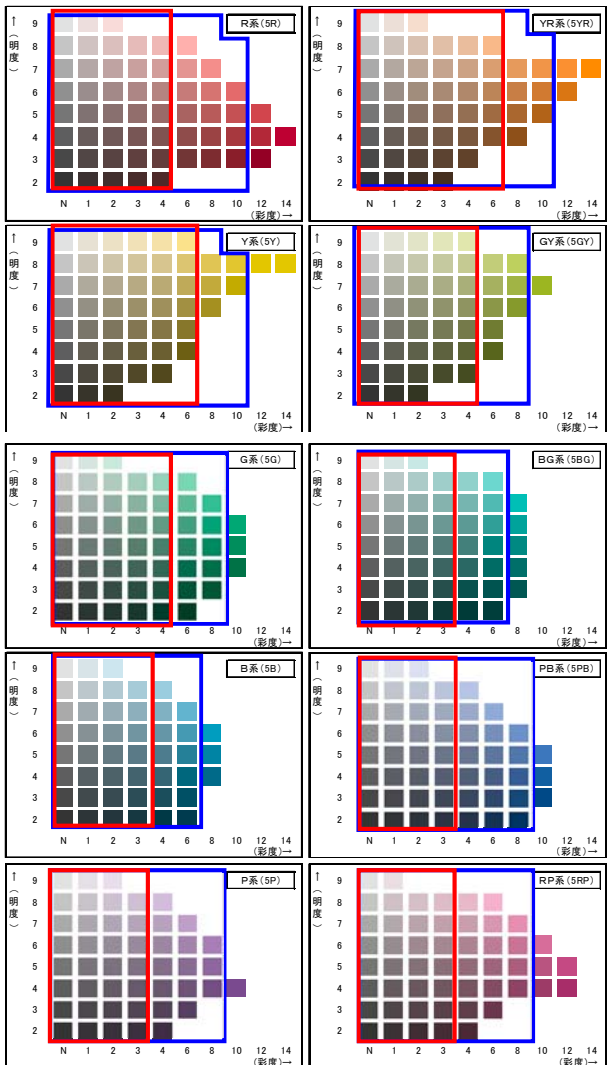


- ※ 基調色 (屋根) の無彩色については、明度5以下とする。
- ※ 基調色 (外壁) の無彩色については、明度3以上7以下とする。
- ※ 準基調色 (外壁) の無彩色については、明度8以上とする。
- ※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4を超える割合で使用
する色彩とする。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割
合に含む。
- ※ 準基調色とは、外壁の1/4以下の割合で使用される色彩とする。なお、
準基調色の割合のうち、アクセントカラー (準基調色の適用範囲を超え
る色彩) として、外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は、こ
の限りではない。

●屋外広告物の色彩基準

別表2

区分	色相	明度	彩度
中央 エリア	YR (黄赤), Y (黄)	—	6以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	—	4以下
	上記以外の色相	—	3以下
沿道 ・市街地 エリア	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	10以下
	G (緑), GY (黄緑), P (紫), PB (青紫), RP (赤紫)	—	8以下
	B (青), BG (青緑)	—	6以下



- 凡例
- 中央エリア
- 沿道・市街地エリア

- ※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りでは
ない。
- ※ 文字、社章等については、この限りではない。
- ※ 無彩色については、制限を設けない。